

三重県水産業及び漁村の振興に関する条例（仮称）中間案

1 総則

（1）目的

この条例は、水産業及び漁村の振興に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び水産業者等、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水産業の健全な発展及び豊かで活力のある漁村の構築を図ることを目的とすることとします。

（2）定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ①水産業 漁業及び水産加工業をいう。
- ②水産業者等 水産業を営む者並びにこれらの者が組織する団体をいう。

（3）基本理念

水産業及び漁村の振興は、将来にわたって、水産業が安定的に継続され、県民が豊かな県産水産物のすばらしさを実感していることが重要であることにかんがみ、次に掲げる事項が推進されることを基本とします。

- 一 将来にわたって、漁業が継続的に行われ漁業者が一定以上の所得を確保しているよう、水域環境の保全を図りながら、水産資源の適切な管理に基づく維持及び増大を進めるとともに、競争力のある養殖業が確立されること。
- 二 さまざまな世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に継承できる魅力ある水産業及び漁村が確立しているよう、多様な意欲ある若者が漁業に就業し、漁業技術が伝承され、漁業者自らが高い付加価値を創出する水産業者等の経営力が強化されること。
- 三 災害に強く持続的な生産性が高い水産業と安心して快適な漁村が構築されるよう、災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村づくりがされること。

（4）県の責務

ア 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水産業及び漁村の振興に関する施策を策定し、国、市町及び水産業者等と連携を図りながら、その施策を着実に実施する責務を有します。

イ 県は、水産に関する情報の提供等を通じて、水産業及び漁村の振興に関する県民の理解を深めるよう努めます。

(5) 水産業者等の役割

水産業者等は、水産業及びこれらに関する活動を行うにあたっては、自らが水産業及び漁村の振興を図る主体であることの認識の下、相互に連携して、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めることとします。

(6) 県民等の役割

ア 県民は、水産業及び漁村並びに本県産の水産物に関する理解を深め、水産物に関する消費生活の向上及び水域環境の保全に努めることとします。

イ 県内の水域において遊漁その他の余暇活動を行う者及びこれに関する事業を営む者は、航行等の秩序を守るとともに、漁業制度に関する理解を深め漁業生産活動及び水域環境に影響を与えないよう努めることとします。

(7) 財政上の措置

県は、水産業及び漁村の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとします。

2 基本計画

ア 知事は、水産業及び漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めます。

イ 基本計画は、次に掲げる事項について定めます。

- 一 水産業及び漁村の振興に関する基本的な方針及び主要な目標
- 二 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策
- 三 水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

ウ 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ広く県民に意見を聴くとともに、議会の議決を経ることとします。

エ 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表します。

オ 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策等の実施状況について公表します。

カ 知事は、水産業及び漁村をめぐる情勢の変化を勘案し、おおむね五年ごとに、基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとします。

キ 上記ウ及びエの規定は、基本計画の変更について準用するものとします。

3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策

(1) 水産資源の維持及び増大並びに競争力のある養殖業の構築

①水産資源の維持及び増大

ア 県は、水産資源の適切な保存及び管理を図るため、科学的知見を踏まえた漁獲量及び漁獲努力量の管理、漁業者への指導及び監督、遊漁に係る秩序の形成、密漁対策その他の必要な措置を講じます。

イ 県は、栽培漁業の推進を図るため、適正な規模による種苗の生産及び放流並びに放流した水産資源の保護その他の必要な措置を講じます。

ウ 県は、水産資源に関する調査及び研究の推進を図るため、海況や漁況に関する調査及び研究その他の必要な措置を講じます。

②競争力のある養殖業の構築

ア 県は、安全で安心な養殖水産物の安定供給を図るため、まん延防止等の適切な疾病対策、養殖環境の保全、生産履歴情報の保管及び開示の促進その他の必要な措置を講じます。

イ 県は、安定的かつ収益性の高い養殖経営の確立を図るため、養殖水産物の需要拡大、需要に見合った生産及び新たな技術の導入の支援その他の必要な措置を講じます。

(2) 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化

①多様な担い手の確保及び育成

県は、水産業の多様な担い手の確保及び育成を図るため、水産業の魅力の発信、就業希望者の受入環境の整備、労働環境の改善、水産業と福祉の連携の促進、水産業者の漁業又は加工の技術並びに経営管理能力の向上その他の必要な措置を講じます。

②安定した経営体の育成

県は、安定した経営体の育成を図るため、収益性の高い施設の導入、事業の共同化及び拡大の促進、地域の水産物の活用に関する漁業及び水産加工業の連携の促進その他の必要な措置を講じます。

③協同組合組織の経営の安定

県は、水産業に係る協同組合組織の経営の安定を図るため、組織及び事業の強化及び充実、合併等再編の促進その他の必要な措置を講じます。

④高い付加価値の創出

県は、本県産の水産物の競争力の強化を図るため、高付加価値化、六次産業化、観光等異業種との連携、衛生管理の高度化、流通の効率化、輸出促進その他の必要な措置を講じます。

(3) 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村の構築

①水産業の基盤の整備

県は、災害に強く生産性が高い水産業の構築を図るため、漁港及び漁村の防災及び減災対策、漁港及び漁場並びに流通加工施設の整備その他の必要な措置を講じます。

②水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造

県は、水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造を図るため、藻場や干潟の造成、漁業者等が行う藻場や干潟等の保全活動の促進その他の必要な措置を講じます。

③活力ある漁村の構築

県は、活力ある漁村の構築を図るため、漁村文化の継承及び景観の保全等多面的機能の発揮、観光業との連携の強化、漁港施設等の利用秩序の形成及び有効活用の促進その他の必要な措置を講じます。

④内水面域の活性化

県は、内水面域の活性化を図るため、内水面資源の保全及び活用、漁場環境の保全及び管理その他の必要な措置を講じます。

(4) その他

①技術の研究開発の推進及び普及

県は、水産に関する技術の研究開発の推進及び普及を図るため、国、大学、民間企業その他試験研究機関との連携の強化、水産分野に応用が可能な技術又は研究を活用した先端的な研究開発の推進及び成果の普及その他の必要な措置を講じます。

②県民の理解の促進

県は、県民の水産業及び漁村の振興への理解を図るため、情報の提供、学習機会の充実、地産地消の推進、魚食の普及その他の必要な措置を講じます。